


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	田辺 康弘	
件名	東大和市耐震改修促進計画（改定）について			
	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>「東京都耐震改修促進計画」の一部改定等に伴い「東大和市耐震改修促進計画」を改定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①計画の目的 市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震により想定される被害を減少させ市民の生命及び財産を保護するため、建築物等の所有者の主体的な取組みを促し、災害に強い都市づくりを実現することを目的とする。</p> <p>②主な改定内容 ・耐震化の目標等を「東京都耐震改修促進計画」の一部改定等を踏まえ更新 ・計画の対象建築物に「通行障害建築物となる組積造の塀」を追加</p> <p>③計画期間 令和3年度から令和8年度まで</p> <p>(2) 影響及び効果 災害に強い都市づくりの実現に寄与することができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年 3月 「東京都耐震改修促進計画」一部改定 7月 第1回東大和市耐震改修促進計画検討会議 (書面) 8月 第2回東大和市耐震改修促進計画検討会議 (書面) 10月5日～11月4日 改定案についてのパブリックコメント実施</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>パブリックコメントの結果・・・意見提出なし</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>・庁議終了後、「東大和市耐震改修促進計画」の改定手続きを進める。 ・「東大和市耐震改修促進計画」の改定手続き後、市議会議員へ配布する。 また、市公式ホームページに掲載し、公表する。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。